

消防防災研究助成金交付要綱

(目的)

第1条 消防防災用設備等研究基金に関する規程第3条第1項の規定に基づき、財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が行う消防防災用設備機器等の研究、開発、普及のための事業に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付手続きを定めることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、法人等の団体又はグループで消防防災に関する研究事業（研究内容に公共性、緊急性、独自性を有するものとする。以下「研究テーマ」という。）に積極的に取り組もうとする者とする。

(応募手続)

第3条 安全センターは助成金の交付対象者を募集するため、安全センターのホームページ及び月刊フェスクで消防防災研究助成事業応募要領を公表する。

2 消防防災研究助成事業応募要領の内容は、安全センター理事長が定める。

3 助成金の交付を希望する者は、研究テーマに係る目的、概要及び必要な事項を記載した別記様式第1号の「消防防災研究助成申請書（以下「申請書」という。）」に係る図書を添付して安全センター理事長が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付対象事業の決定)

第4条 安全センター理事長は、申請のあった研究テーマのうち、本事業の目的に該当するものを、交付対象事業として決定する。

2 安全センター理事長は、第1項の決定にあたって、審査委員会の審査結果を尊重するものとする。

(審査委員会の設置)

第5条 申請のあった研究テーマの選考及び研究結果の評価のために、安全センターに消防防災に関して学識経験を有する者、消防行政に精通した者及び消防防災に関する設備機器に精通した者で構成する審査委員会を設ける。

2 審査委員会の委員は、安全センター理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。

補欠のため就任した委員の任期は、前任者の残期間とする。

(委員長等)

第6条 審査委員会は、委員の互選により委員長1名を置き、委員長は審査委員会を統括する。

2 審査委員会に委員長が指名する副委員長1名を置き、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

3 安全センター理事長は、委員会の審査に当たり必要に応じて特定の専門分野の

知識経験を有する者を特別委員に委嘱することができる。

(審査委員会の運営)

第7条 審査委員会は、必要に応じて開催し、委員の2分の1以上の出席により成立する。

- 2 内容審査は、書面によることを原則とし、第8条の審査基準により行う。なお、必要に応じて申請者からの説明を求めることができる。
- 3 委員長は、安全センター理事長に対し、審査結果を報告するものとする。

(審査基準)

第8条 審査委員会が、交付対象事業を選考するにあたっては、次に掲げる事項を基準とする。

- (1) 研究テーマが、具体的計画を有し、消防防災技術等の向上・進歩に資するものであること。
- (2) 研究グループが、研究テーマを的確に遂行するに足る技術的能力を有していること。
- (3) 研究グループが、研究テーマに係る経理その他の事務について適正な管理体制及び処理能力を有していること。

(交付決定の通知)

第9条 安全センター理事長は、助成金交付対象事業、助成額を決定した際は、すみやかに当該申請者に通知するものとする。

- 2 交付対象事業として決定された研究テーマ及び交付対象者は、安全センターのホームページに公表するものとする。

(助成金の交付)

第10条 前条の規定に基づき決定された助成金の交付対象者（以下「助成事業者」という。）は、別記様式第2号の「消防防災研究助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）」を安全センター理事長が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 安全センター理事長は、交付申請書を受理した時は、すみやかに研究助成金を交付するものとする。

(研究テーマの変更又は研究等の中止)

第11条 助成事業者が、助成金の交付対象となっている研究テーマ若しくは研究テーマに関し重要な変更をしようとするとき、又は研究等の中止しようとするときは、その旨を安全センター理事長に報告し、その承認を得なければならない。

(研究結果等の報告)

第12条 助成事業者は、研究結果又は研究成果を、別記様式第3号の研究実施報告書に関係する図書を添付して安全センター理事長へ報告しなければならない。

- 2 助成事業者は、安全センター理事長から求められたときは審査委員会で報告を行わなければならない。
- 3 助成事業者は、研究結果等の報告書の全部又は一部について、月刊フェスクへの発表を行うこととする。
- 4 助成事業者は、安全センター理事長から求められたときは、研究途中において

も随時、状況報告（会計も含む）を行わなければならない。

（収支の報告等）

第13条 助成事業者は、研究結果等の報告後すみやかに助成金の収支に関する報告書を作成し、安全センター理事長に提出しなければならない。

（研究結果等の発表）

第14条 助成事業者が研究結果等を発表する場合は、安全センターから助成金の交付を受けて行ったものである旨を明らかにしなければならない。

2 助成事業者が研究結果等を刊行物に掲載した場合は、その写しを添付して、安全センター理事長に報告しなければならない。

（その他の義務）

第15条 助成事業者は、成果を挙げるように最大の努力を払わなければならない。

（取消し又は返還要求）

第16条 安全センター理事長は、助成事業者が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、助成金の交付決定の取消し、又は助成金の一部又は全額の返還を求めることができる。

- (1) 助成金の交付による研究等を中止したい旨の申し出があったとき。
- (2) 本要綱に違反があったとき。
- (3) その他受給者としてふさわしくない行為があったとき、又は特別な事情があるとき。

（研究結果等の帰属）

第17条 研究助成事業による研究結果等は特に定めのない限り、助成事業者に帰属するものとする。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、研究助成金の交付手続きに関し必要な事項は、安全センター理事長が定める。

（付 則）

この要綱は、平成22年6月21日から施行する。

別記様式第1号

消 防 防 災 研 究 助 成 申 請 書

年 月 日

財団法人日本消防設備安全センター
理事長 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人の場合は名称

及び代表者氏名)

印

電話番号

消防防災に関する研究事業について助成を受けたいので、消防防災研究助成金交付要綱第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

研究テーマ	
研究事業の目的 (概要)	
助成金交付申請額	¥ (¥)
研究事業の実施計画 (概要)	
研究事業の開始 及び終了予定年月日	年 月 日 から 年 月 日
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職 ・ 氏名 ・ 住所 ・ TEL ・ E-mail

備考 1 申請書には、申請者が所属する法人等の組織表・代表者名・沿革・経理体制・研究実施体制・関係する研究等の実績を記載した研究事業の実施計画書を添付して下さい。

2 助成申請額の欄の()は、当該研究等に要する予定総額を記入して下さい。

3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号

消防防災研究助成金交付申請書

年 月 日

財団法人日本消防設備安全センター
理事長 殿

申請者
住 所
氏 名
(法人の場合は名称
及び代表者氏名)

㊞

電話番号

消防防災に関する研究事業について助成金の交付を受けたいので、消防防災研究助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

交付申請額	¥
研究テーマ	
振込先の 銀行口座	銀行 支店 種別 口座番号 名義
連絡先	・ 役職 ・ 氏名 ・ 住所 ・ TEL ・ E-mail

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

研究実施報告書

年 月 日

財団法人日本消防設備安全センター
理事長 殿

申請者
住 所
氏 名
(法人の場合は名称
及び代表者氏名)

電話番号

印

消防防災研究助成金交付要綱第12条の規定に基づき下記の研究等に関し、実施状況を別添のとおり報告いたします。

記

研究テーマ：

(別 添)

- 1 研究等の目的
- 2 研究等の推進方法
- 3 研究等から得た結果
- 4 研究等の期間

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。